



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年8月6日火曜日 第532号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

- 地方自治法の規定に基づく公金事務の委託.....（子育て支援課）… 552
- 解除予定保安林にする旨の通知（2件）.....（森林整備課）… 552
- 土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....（南予地方局農村整備課）… 552
- 道路の区域変更（県道肱川公園線）.....（南予地方局大洲土木事務所）… 553

### 正 誤

- 令和6年7月9日付け第524号愛媛県公告（危険物取扱者法定講習会の実施）中.....（消防防災安全課）… 553

### 告 示

#### ○愛媛県告示第776号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和6年8月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指 定 日	委託をした日	委 託 期 間
社会福祉法人日本保育協会	東京都千代田区麹町一丁目6番地2	保育士登録業務に係る手数料徴収事務	令和6年4月1日	令和6年4月1日	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

#### ○愛媛県告示第777号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年8月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 解除予定保安林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町中黒岩941の3（国有林）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

#### ○愛媛県告示第778号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年8月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 解除予定保安林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町中黒岩941の5（国有林）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

#### ○愛媛県告示第779号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定によ

り、五十崎土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年8月6日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	林 田 英 二	喜多郡内子町五十崎甲754番地
〃	中 野 稔	喜多郡内子町五十崎甲1358番地
〃	久 保 吉 生	喜多郡内子町五十崎甲712番地の2
〃	岡 村 幸 男	喜多郡内子町大久喜甲486番地
〃	井 口 勇	喜多郡内子町平岡甲427番地
〃	宮 部 千 代	喜多郡内子町平岡甲1140番地
〃	稲 月 康 明	喜多郡内子町平岡甲692番地の1
〃	森 敬 造	喜多郡内子町平岡甲872番地
〃	上 野 嘉 孝	喜多郡内子町宿間甲366番地
〃	伊 達 浩 克	喜多郡内子町宿間甲131番地の1
〃	岡 田 悦 子	喜多郡内子町平岡甲1554番地の2
監 事	山 中 保 正	喜多郡内子町平岡甲999番地
〃	松 森 浩 志	喜多郡内子町平岡甲1620番地
〃	山 岡 勸 仁	喜多郡内子町宿間甲113番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 岡 駿	喜多郡内子町五十崎甲1103番地
〃	西 田 一 朗	喜多郡内子町五十崎甲1223番地の1
〃	仲 田 誠 顯	喜多郡内子町五十崎甲432番地
〃	富 田 勝 也	喜多郡内子町大久喜甲475番地
〃	井 口 勇	喜多郡内子町平岡甲427番地
〃	井 上 一 雄	喜多郡内子町平岡甲1848番地
〃	宮 岡 守	喜多郡内子町平岡甲946番地
〃	森 敬 造	喜多郡内子町平岡甲872番地
〃	上 石 幸 一	喜多郡内子町宿間甲68番地の1
〃	上 田 近	喜多郡内子町宿間甲123番地
監 事	高 橋 賢 次	喜多郡内子町五十崎甲1245番地
〃	松 森 浩 志	喜多郡内子町平岡甲1620番地
〃	力 石 忠	喜多郡内子町宿間甲267番地の1

〃	井 上 富士大	西予市三瓶町有太刀141番地
〃	堀 内 泰 長	西予市三瓶町蔵貫24番地
〃	星 野 万 仁	西予市三瓶町皆江1886番地
〃	池 本 庄一郎	西予市三瓶町下泊303番地
〃	井 伊 敏 郎	西予市三瓶町垣生甲751番地
〃	黒 田 節 里	西予市三瓶町安土59番地2
〃	西 井 早 苗	西予市三瓶町安土432番地
監 事	濱 田 浩 之	西予市三瓶町安土388番地2
〃	西 本 喜代人	西予市三瓶町二及2番耕地828番地4
〃	藤 川 貴 史	西予市三瓶町下泊822番地1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 本 光 靖	西予市三瓶町朝立1番耕地18番地1
〃	山 本 嘉 人	西予市三瓶町朝立5番耕地18番地
〃	井 上 伸 也	西予市三瓶町朝立1番耕地31番地6
〃	三ツ井 芳 己	西予市三瓶町津布理200番地1
〃	濱 田 浩 之	西予市三瓶町安土388番地2
〃	攝 津 利 之	西予市三瓶町和泉甲303番地
〃	西 村 和 明	西予市三瓶町鳴山丙181番地
〃	井 上 德 年	西予市三瓶町垣生甲175番地1
〃	吉 岡 石 洋	西予市三瓶町二及1番耕地370番地1・2
〃	垣 田 磯 次	西予市三瓶町長早3番耕地478番地
〃	久 重 儀 之	西予市三瓶町周木6番耕地129番地3
〃	井 上 富士大	西予市三瓶町有太刀141番地
〃	井 上 眞 志	西予市三瓶町蔵貫浦732番地3
〃	三 好 恆 敏	西予市三瓶町蔵貫12番地1
〃	池 田 兼 幸	西予市三瓶町皆江2515番地
〃	藤 川 貴 史	西予市三瓶町下泊822番地1
監 事	宮 本 将 興	西予市三瓶町朝立1番耕地54番地
〃	西 本 喜代人	西予市三瓶町二及2番耕地828番地4
〃	星 野 万 仁	西予市三瓶町皆江1886番地

○愛媛県告示第780号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年8月6日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 本 嘉 人	西予市三瓶町朝立5番耕地18番地
〃	井 上 伸 也	西予市三瓶町朝立1番耕地31番地6
〃	三ツ井 芳 己	西予市三瓶町津布理200番地1
〃	井 上 巖	西予市三瓶町和泉甲467番地1
〃	井 上 德 年	西予市三瓶町垣生甲175番地1
〃	吉 岡 石 洋	西予市三瓶町二及1番耕地370番地1・2
〃	久 重 儀 之	西予市三瓶町周木6番耕地129番地3

○愛媛県告示第781号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年8月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町予子林2889番から 同町予子林2484番2まで	旧	メートル 8.2～18.2	キロメートル 0.130	
			新	8.2～57.9	0.132	

正 誤

○正 誤

令和6年7月9日付け第524号愛媛県公告（危険物取扱者法定講習会の実施）中

ページ	箇 所	誤	正
513	表 日時1(1)欄中	令和6年10月25日(金)	令和6年10月18日(金)
514	表 日時1(3)欄中	令和6年10月25日(金)	令和6年10月18日(金)